

陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究
—富士地区演習場における入会地を事例として—

田村 修

【要約】

本稿は、「軍隊と地域社会」に関する研究である。「軍隊と地域社会」の関係について、演習場という視点から本関係を分析しようとする試みである。本研究では、本州で最大の演習場で富士地区にある二つの大演習場(東富士演習場と北富士演習場)を一例に、「入会」という古来から地域社会の慣行を根源とする権利を持つ地域社会と軍事組織が機能を維持・向上するため必要不可欠な演習場の安定使用を図るため、どのような交渉をいかに重ねて、双方の理解を得る努力を行ってきたのかを、軍事組織(主に陸上自衛隊)と地域社会(主に自治体)の双方向的な視点から歴史的に研究した。

戦前の実績から地域社会の一体化に成功した東富士演習場関係町村は、関係者が一丸となって交渉にあたり主張を政府や関係省庁に承認させることに成功した。一方で、関係町村及び団体の主張を整理できず、それぞれが個別に交渉にあたることになった北富士演習場関係町村等は、その交渉が長引くことになった。他方、交渉される側の旧陸軍、特別調達庁、調達庁及び防衛施設庁においては、旧陸軍時代のように交渉に主体的に関与することが困難であり、また進駐軍の指令が性急であったことなどから、占領期においては、軍側からの一方的な指令により住民との交渉が成立せず多くの不満を蓄積させたという側面がある。独立が回復した以降の交渉においては、駐留米軍との関係や、政府の入会権に関する見解が変更されることとなり、地域社会(住民)から信頼を得つつ演習場の運用について理解を得ることに多くの時間を要する結果となった。交渉の中で、慣習を法源とする入会慣行について地域社会(住民)との理解の相違を解消できないことから交渉が長期化する結果となったといえるだろう。

はじめに

本稿は、「軍隊と地域社会」に関する研究であり、「軍隊と地域社会」の関係について、演習場という視点から本関係を分析しようとする試みである。近年の近現代史学界では軍隊と地域社会との関係を問う研究が盛んになりつつあり、多様な切り口から社会における軍隊の存在を歴史的に位置づけようとする研究が多く出されるようになった

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

1。日本では、在日米軍基地の多くが沖縄県に集中している問題や基地と市民生活とが極めて近い距離に存在することによる危険性の問題²等の様々な基地問題が顕在化し、地域社会の中にある軍事に関連する施設への関心が高い。一方でそれら施設は地域社会にとって一般に忌避される存在として認識されることが少なくない。自衛隊(ここでは、主に陸上自衛隊)においても、同様の認識に置かれている施設・区域がある。陸上自衛隊において駐屯地及び演習場は、直接地域社会(住民)と接する機会の多い場所である。その中でも陸上自衛隊における演習場は、騒音や振動が多く発生する施設の一つである。しかしながら、このような施設にあっても、地域社会(住民)の理解を得て、安定的に運用し使用していくことが不可欠であることは言うまでもない。このような演習場の安定使用のため、陸上自衛隊と地域社会はどのような交渉を重ね、相互に理解を得てきたのかを、本州で最大の演習場で富士地区にある二つの大演習場(東富士演習場と北富士演習場)を事例に、検証する。

陸上自衛隊には、全国に大演習場といわれる演習場が6か所存在するが、富士地区には東富士演習場と北富士演習場という大演習場が二つ隣り合って存在する。この二つの大演習場は使用頻度が高いうえ、在沖縄米海兵隊等在日米軍も使用する演習場である。

富士地区にあるこの二つの大演習場は、現在は概ね安定的な使用に供しているが、ここに至るまでにはそれぞれが同様な過程を経てきたわけではない。二つの大演習場の始まりは、概ね明治後期に旧陸軍の富士裾野演習場として使用が開始されているが、同地域は古くから地域住民が、生活や生計の維持のために必要な肥料や燃料などに使用する草木を採取していた地域であった。地域社会において行われたこのような行為(慣習)を「入会(入会慣行又は入会慣習)」といい、地域社会(住民)等が草木等を採取し管理した地域を「入会地」といって、地域社会の生活を維持するためには必要不可欠な地域であった。このため旧陸軍は同地域を使用する際、関係する地域社会(住民)と交渉を重ね、演習の障害となる住宅の移転や、演習に伴い発生した草木等損害に関する補償等について、使用協定を締結して相互関係を律し、共存し得る体制を構築してきた。また地域社会(住民)は、規制がある中においても旧陸軍の演習等に影響のない範囲で演習場内の山林原野(入会地)に立入り、耕作や草木の採取等を行っており、旧陸軍と地域社会(住民)の双方が、演習場があることにより共存できる方策を探しつつ関係を構築してきた。

戦後、進駐軍や駐留米軍による同演習場の継続使用の期間及び日本の独立回復後、陸上自衛隊による使用に至るまでの間、この二つの大演習場周辺の地域社会(住民)と軍

¹ 林博史、原田敬一、山本和重『地域のなかの軍隊〈9〉 軍隊と地域社会を問う——地域社会編』(吉川弘文館、2015年)iv頁。

² 防衛省編『令和5年版 日本の防衛——防衛白書——』(日経印刷、2023年)363頁。

隊との関係は、大きく異なる経過をたどることになった。すなわち東富士演習場地区では、比較的早期に軍隊との共存の関係を構築した一方で、北富士演習場地区では、地域社会との関係がこじれ、長期にわたって交渉が継続される結果となった。隣接する二つの大演習場において、大きな差異が生起することになった。

小山高司の研究によれば、「北富士演習場の問題の多くは、入会慣習に基づきいわば経済的な問題が根源にあり、演習場の存在による賃借料や周辺整備事業による補償の観点からは長期化の傾向が内在していた」と指摘している³。本稿は、小山の研究を踏まえつつ、東富士演習場についても分析対象として加え、陸上自衛隊及び地域社会(主に自治体)の双方向的な視点から分析するものである。

研究にあたっては、第1章では、小山が指摘する経済的な問題の根源である「入会権」についてその定義と現状について明らかにする。第2章では、戦前と戦後における富士地区演習場(富士裾野演習場)と周辺地域社会との関係について関係自治体史等を参考に分析し、二つの演習場において異なる協調関係が形成された過程を検証する。

1 入会権の成立の経緯と現在の入会権

(1) 入会とは何か

入会とは、一定地域の住民の団体(村落)が、燃料、肥料、飼料用の草木(雑木、粗朶等)や落ち葉の採取、牛の放牧などを目的として、一定の山林原野(入会地)に立ち入る慣習を一般に入会といい、入り会う権利を入会権という⁴。古来人々は、山林や原野等から得られる草木や落ち葉等を生活の燃料や肥料として利用してきた。人々は山林原野を生活の糧としてきたといえる。入会の慣習は、古来の自然経済中心の農業経営に欠くことのできない土地利用の方法であった⁵。これは富士地区の山林原野に限られた土地利用ではなく、全国どのような地域にあっても同様の生活様式の中で、行われてきた営みである。

(2) 入会の始まり

入会の始まりは、古来の人々の生活と深くかかわることから、始まりの時期を特定す

³ 小山高司「[研究ノート] 北富士演習場をめぐる動き——その設置から使用転換の実現まで」『防衛研究所紀要』第12巻第2・3合併号(2010年3月)213頁。

⁴ 『日本国語大辞典』第1巻(小学館、1972年)187頁。

⁵ 桐山良賢『入会権の評価と補償』(東京出版、1991年)14頁。

ることはできないが、桐山良賢によれば、「大化の改新以前の上古と言われる時代には、人々の生活に必要な産物を山野原野から得ていたが、当時は私有財産的排他観念が薄弱であり、山林原野に対する管理の問題も切実なものではなかった。一部地域では、開墾された耕地と、ごく限られた搬出に便利な場所で良材を保持している林野を対象とする漠然とした所有観念があったと考えられている」とされ⁶、古来の人々にとっては山林原野から林野産物を採取することが当然の生活の営みであったことがわかる。

以後、大化の改新の時代には、山林原野を開墾する者に対し、三世一身法により土地を配当したが、却って土地の荒廃を招いたことにより、742(天平 14)年、開墾者に対して耕作地の私有を許すようになり、これを機に土地の私的所有が拡大した。一方で、山林原野の秣草、下草等は山林の所有者には必要のないもので、農耕者にとっては必須のものであったため、豪族の山野独占を禁止し、農民一般の共同使用に供するための国憲をたて、そして封建時代から江戸時代前までの間においても、林野使用権についてはルーズな所有関係であり、依然として公私利用にまかされていたし、往時の経済制度の上に合法化されていたと解されている。これらは、貞永式目の「用水山野草木事」の中に「山川藪沢之利ハ公私之ヲ共ニ」するとの原則からも明らかであるとされる⁷。

そして今日的な意味での入会権が確立したのは、江戸時代中期といわれている⁸。江戸時代の農業生産において、干鰯などの購入肥料と並んで、手近な山野の草(刈敷)は、収穫を左右する重要な肥料として利用された。また自給自足経済下の農村にあつては、山林原野から採取する食料、家畜の飼料や燃料、土木建築用材、屋根萱等は、農業及び農民生活を支えるうえで重要な役割を果たした。この必需品ともいべき物資の供給地である山林原野を、個人で持つことができるのは一部の有力農民に限られていたため、その他の大半の農民は、一村(村中入会)もしくは数か村から数十か村(村々入会)が共同で保持した山林原野を、一定の規制の下で利用するのが通例であった。

明治初期に次の一連の土地制度改革が行われたが、このことは我が国の近代的土地所有制度の出発点となった。まず、1869(明治 2)年の版籍奉還によって領主の貢租徴収権は廃止された。林野所有制度が再編されたのは、1873(明治 6)年の地租改正に基づく1874(明治 7)年の官民土地所有区分によってであった⁹。江戸時代に、村所有の財産は村持ちの土地であったが、村持ちの土地であるがゆえに、明治政府は、官民土地所有区分によって村に地券を発行し、よって土地所有権を村が確保することになった。そして、

⁶ 同上、14頁。

⁷ 同上、15頁。

⁸ 中村忠「入会権と入会慣習」『高崎経済大学論集』第45巻第4号(2003年3月)80頁。

⁹ 牧洋一郎「『入会権の現在』論序説」『Law & Practice』第6号(2012年4月)149頁。

民有地になった山林原野は、代表者所有の名義で民有の地券を授与されたものも多かったが、その所有の帰属を巡って地券受取人と集落住民との間で、紛争を生じることにもなる。なぜならば、地券を授与された者が必ずしも所有権者ではなかったためである。また、官民土地所有区分の際、住民が相当の証拠をもって積極的に所有権を主張しなかった多くの山林原野は、官有地に編入されることになった¹⁰。しかし農民にとって山林原野は生活に必要な不可欠なものであったため政府と地域社会(住民)との争議が繰り返し起こされていた。

この後、太平洋戦争時まで続いた入会地利用は、戦後の化学肥料、ガスや石油、石炭などの化石燃料の普及によって急速に減衰しつつある。

現在の東・北富士演習場周辺では、陸上自衛隊は、地域社会(住民)の入会慣行を尊重し、使用協定を数次にわたって締結し入会慣習を保障している。

(3) 入会権の法律的性質

我が国における現行の民法典は、1898(明治31)年に施行されたものであるが、ローマ法流の近代的所有権制度(近代市民法)を成立させながらも、農業生産においては市民社会成立以前の「封建的生産様式」をおおむねそのまま継承した¹¹。つまり、政府は、農民にとって必要不可欠な山林原野の産物の採取は、私的土地利用としての農地とは異なる存在として認め、村落共同体による共同保有地として、その土地の利用を「入会権」として認めたことになる。

現在の民法における入会権の現状は、入会権について二つの規定を設けている。一つは、民法第263条に規定される「共通の性質を有する入会権」と、もう一つは、民法第294条に規定される地役的性質を有する入会権である。これらはともに、物権である¹²。この二つの規定の相違は、地盤所有の帰属を基準とした区分である。一般に前者は地盤所有権と使用収益権が入会集団に帰属する場合をいい、後者は、地盤所有権が入会集団の一部ないし入会集団以外の他人に帰属し、使用収益権のみが入会集団にある場合を予定したものであると解されている。この権利の法源については、いずれも「地方の慣習」に拠るとして、法的根拠を「慣習」に求めている。よって「入会権の有無」ないし、「そ

¹⁰ 同上、150頁。

¹¹ 同上、150頁。

¹² 「物権」とは、物を直接に支配する権利をいい、人が物に対して持つことができる権利が、「物権」で、物の使用、収益、処分といった全機能を直接支配する「所有権」が代表で、これらの権能のうちの一部の支配を内容とする物権(制限物権)もある。神田将『図解による民法のしくみ』(自由国民社、2003年)9頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

の法的性質」については、その集団が属する地方の慣習の検討を待たなければならず、民法が規定し、その法的根拠とする入会権については、入会慣習のあり方によって規定されるのである。

(4) 現在の入会の状況

北富士演習場地区の入会の状況は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有林財産保護組合の作成した「恩賜林百年の森づくり構想」によれば、日本全体での経済・社会状況の変化を受け、林業活動は低迷し、生活や文化の変化により林野産物の日常的な利用は少なくなり、旧来的な入会利用に加え、「新たな入会」の時代を切り拓いていく必要が生じている。他方、グローバリゼーションが進展する中で、その対抗軸として、ローカルな入会やcommonsといった地域に根ざした「共」的な知己資源管理の在り方が注目されるようになっている¹³。長く守ってきた入会権というものが変化を求められていると報告している。

東富士演習場地区においては、一般社団法人東富士入会組合等が活動しているが、年1回の演習場の野焼き作業程度の情報を得るほか、具体的な活動状況は得られなかった。

2 富士地区演習場と周辺地域社会との関係

(1) 戦前における地域社会との関係

a 東富士演習場地区（静岡県）

現在の東富士演習場は、静岡県御殿場市、裾野市及び小山町の2市1町に所在し、その面積は約8,803ヘクタール(御殿場市6,144ヘクタール(約70パーセント)、裾野市956ヘクタール(約11パーセント)、小山町1,703ヘクタール(約19パーセント))で本州における最大の演習場である¹⁴。同演習場は、旧陸軍の「富士裾野陸軍演習場」として1912(明治45)年から終戦時まで使用されてきた。

東富士地区一帯における演習場の設置は、日清戦争前の1891(明治24)年秋まで遡り、東京に司令部を置いていた旧陸軍第一師団が、機動演習の演習先として東富士山麓一帯

¹³ 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合「恩賜林百年の森づくり構想—森づくりを基幹とした。次の入会のかたちと富の創出」(2014年3月)1頁。

URL:<https://www.onshirin.jp/katudou/kousou/>。2022年5月23日アクセス。

¹⁴ 「東富士演習場と管理形態」『御殿場市ホームページ 行政情報』URL:<https://www.city.gotemba.lg.jp/gyousei/g-19/g-19-2/6615.html>。2022年5月23日アクセス。

を使って演習をしたのが始まりとされる¹⁵。本格的な利用は、砲兵隊の射撃場として日清戦争後の1896(明治29)年からとされ、この時の演習部隊は、宿泊を野営か、村の有力家宅への分宿により演習を行っていたが、日露戦争後、旧陸軍の軍拡に伴い大規模な野戦訓練が増加すると、砲兵部隊に限らず歩兵部隊の演習場としても東富士山麓の利用が頻繁になった。その頃の主な演習部隊は、地元師団として日露戦争後に新設された豊橋第十五師団であったが、東京所在の第一師団並びに近衛師団も千葉県習志野に常設の演習場を保有しながら、部隊の増設等により手狭になったため、交通の便の良く広大な富士裾野演習場を利用し始めたとされる¹⁶。このように演習場の使用の回数が増大したことで、旧陸軍は、演習部隊の宿営を演習場周辺の有力者や野営に依存することが困難となり、兵員宿営用の廠舎建設の必要性が高まり建設地の検討を開始している。

そこで旧陸軍は、富士裾野演習場周辺の原里村・玉穂村に対して、1906(明治39)年9月、旧陸軍第一師団から廠舎用地30,000坪(10ヘクタール)を陸軍へ献納してほしいと通告し協議を開始する。通告を受けた両村で検討された結果、玉穂村から原野10ヘクタールが献納され、1908(明治41)年、演習地における宿営施設として滝ヶ原廠舎が建設される。一方原里村は強硬な住民等の反対を受け交渉が難航したが、結果として10ヘクタールを献納する形がとられ、1909(明治42)年9月に板妻廠舎が完成した。旧陸軍は、廠舎の建設とともに、旧陸軍工兵隊によって演習場と御殿場駅を結ぶ主要道路や廠舎間をつなぐ道路等を建設した¹⁷。これにより周辺地域社会(住民)の生活環境は改善された。また、廠舎敷地を無償で提供した原里・玉穂村は、旧陸軍との交渉の中心役となって、廠舎開設後のし尿・馬糞の払下げや演習場の廃弾処理・払下げなどについて、地元で優先権を与えるように要請した。旧陸軍第一師団と原里村・玉穂村両村長の間で会談し、1909(明治42)年9月、最初の演習場協定となる13項目に及ぶ協議事項が記載された「演習場覚書(明治42年)」を結び土地の献納に伴う損失を補う努力がなされた。その主な項目は、演習部隊の糧食品等の調達、下肥・馬糞の払下げ、廃弾の払下げ、残飯・不用品の払下げ、運搬等地元民、すなわち原里・玉穂両村へ様々な仕事を委ねることであった。廠舎の存在が周辺町村の行財政と密接な関係を持つ出発点となった。この協定の中で、村側からは、7月下旬から8月25日までの間は、富士登山の^{マツ}強力仕事や秋蚕、刈敷の採取等に妨げになるとの理由から、富士登山道の交通遮断は元より実弾射撃そのものをしないように要求しており、旧陸軍側はなるべく夏期の射撃訓練を避け、実施時間を短縮し、予め射撃時間、場所を事前に村へ知らせることを約束して地域社会との協力関係の

¹⁵ 御殿場市史編さん委員会編『御殿場市史 9 通史編 下』(図書印刷、1983年)143頁。

¹⁶ 同上、144頁。

¹⁷ 同上、146頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

構築に努めていた。また、耕作地以外の土地利用は無償とすることに対しての村側の不満は強く、個人所有地について補償が求められていた。旧陸軍も民有地の使用並びに補償は最も手間のかかる問題であったため、紛糾を避けるため、演習場の主要地域を買い上げる方針で臨んでいたが、土地の買い上げは居住者の移転問題が絡み、地域社会(住民)の強い抵抗に合い進展しなかった。

それが、「北畑移転事件」という住宅の移転問題であった。日露戦争後、旧陸軍の軍拡と重火砲を重視する演習が増加し、富士裾野演習場を使用する部隊及び射撃訓練の頻度は増加した。その中で、拡張された演習場の中に点在する住民の居宅が実弾射撃の障害となることが明らかになった。このため旧陸軍は、1910(明治43)年9月、演習場拡張のため、印野村のうち北畑・本村・堀金の三部落の用地を買収し、この地区の全住宅を他所へ移転する等の接收計画を説明したが、この計画は、三つの部落の全住民を部落外の近辺に移転させるも、住民に対しては、元の耕地や山林原野を使って従来通りの農業を営むように、という提示であった。これを受け、村の資産家・有力家である勝間田新治郎をはじめとする土地持ちの有力者が、「祖先伝来の土地からの移転を承諾することは農民が全生活を賭した決意によるものであるから、十分な対策と補償とが前提条件である。住民側が具体的に提示した移転条件は、宅地に限定せず所有地全部に対する買収ないし補償と堀金部落の接收除外とを求める」と一步も引かぬ抵抗の姿勢を見せたことから、交渉は難航した¹⁸。結果として、交渉は約7か月に及び、印野村北畑に限定した移転取決めで決着した。解村の危機を感じていた印野村は安堵し、また移転の決まった北畑部落の人々は、最初の旧陸軍の提示額よりはるかに高額の買収補償に満足する形となった¹⁹。このように管理の容易さを求めて買収を計画すれば、多くの交渉と費用を要することを旧陸軍は思い知らされた。

旧陸軍は演習場の使用を確実なものとするため、北畑移転事件が解決後の1912(明治45)年1月、旧陸軍第一師団と原里村・印野村・玉穂村との間で民有地・村有地・町村共有地にかかわる演習場使用の協定並びに覚書が交わされた。この協定で、旧陸軍は演習場への実弾射撃中の立入禁止や植林の禁止等演習場の包括的な自由使用を獲得した。一方で各村は、開山期間における富士登山道の通行確保、演習の妨害にならない範囲での共有地における諸産物の採収等従来からの自由を確保した。この協定期間は、一応十年間となっていたが、異議のない限りその後の継続を認めるという長期契約であった²⁰。富士裾野演習場とその補償問題は、現在に至るまで、地域社会の歴史を特徴づける主要な

¹⁸ 同上、154頁。

¹⁹ 同上、159頁。

²⁰ 同上、181頁・182頁。

要素の一つとなっている。

b 北富士演習場地区（山梨県）

富士山北麓に位置する北富士演習場は、山梨県富士吉田市及び山中湖村に所在する大演習場(4,597ヘクタール)で、国有地1,904ヘクタール(約41パーセント)、県有地2,396ヘクタール(約53パーセント)、公民有地297ヘクタール(約6パーセント)であり、その一部が東富士演習場と接している。富士山北麓に位置する富士吉田市の気候等は、高冷地であって丸尾(溶岩)が広がり、加えて山麓に吹く寒風が身に染みる土地柄である。こうした厳しい自然条件は人々の生活と生産をしばしば脅かすとともに、水掛畑にみられるように生活の知恵を生み出してきた。富士山北麓地域は、農耕に適していないため、この地域の人々は入会地から得られる林野産物が生活の支えであった²¹。

北富士演習場とその周辺は、江戸時代から11か村（下吉田、新倉、大明見、小明見、松山、上吉田、新屋、忍草、平野、山中、長池）の入会地とされ、地域社会はこの入会地において採取される林野産物に生活を依存してきた。政府は、1881年(明治14年)同地域を官有地として所有区分を決定し、その後国有林、御料地と区分の変更を経る中で、1907(明治40)年と1910(明治43)年に山梨県下に大水害が起こった。この水害被害の早期復興と水害対策を図るため1911(明治44)年3月、山梨県に下賜され恩賜県有財産となった。この入会地を旧陸軍が1936(昭和11年)から1938(昭和13年)にかけて、買収したことにより北富士演習場が誕生した²²。周辺関係町村は、この下賜された御料地等を活用して積極的に入会慣行により生業を営んだ。大正期において、この地域の入会慣習による生業は概ね順調に成長していたことを窺い知ることができる。

戦時下における北富士演習場地区一帯の状況は、入会慣行については大きな障害を生起することがなかった。これは、1943(昭和18年)7月、福地村長より旧陸軍第一師団に対して、「陸軍用地借受願書」が提出され、旧陸軍は、期間を限定して使用することを許可している²³。関係町村は、旧陸軍との使用協定に基づき、演習等に支障のない範囲において演習場に立入り、係争することなく使用していた。富士吉田市の市史に「終戦に至るまで、地元民の演習場内立入使用は、地元町村が毎年代表町村を選び、代表町村が陸軍に許可を申請し、また、その許可を地元各町村に伝達し、雑粗朶、下草、桑

²¹ 「恩賜林百年の森づくり構想」、1頁。

²² 山梨県県民室北富士演習場対策班編『北富士演習場問題の概要』（東和プリント社、1971年）1頁。

²³ 富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史 史料編 第六巻』（ぎょうせい、1993年）904頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

葉、熔岩の採取は一年を限って許可され、空間地利用による食料増産のための耕作は、地元各町村がそれぞれ陸軍から許可され耕作などが行われた」と記載があるように、入会慣行は、大きな制約を受けることなく行われていたことを窺い知ることができるであろう²⁴。

(2) 戦後における地域社会との関係

a 占領期～講和独立期における演習場

1945(昭和 20)年 8 月、河辺虎四郎陸軍中將一行がフィリピン・マニラに赴き受領した我が国の占領に関する連合軍最高司令官の要求事項には、同月 31 日午後 6 時までに進駐軍と政府との間の連絡のための体制の整備を求める項目が含まれていた。このため、政府は 26 日、外務省の外局として「大東亜戦争終結に関し帝国と戦争状態に在りたる諸外国の官憲との連絡に関する事務を掌ること」を任務とする終戦連絡中央事務局を設置した。終戦連絡中央事務局は、進駐軍の地方軍政本部に対応する形で地方事務局を設置し、現地軍政当局に対して責任をもって内政、産業、経済、財政等に関する我が国への要求の第一関門として機能した²⁵。

進駐軍の調達、本来終戦連絡中央事務局を通じて行われるはずであったが、当初は各地の現地部隊が県庁や警察等に直接指示を出して調達することが多かった。このため本格的に中央調達へ変更されることとなり、これに対応すべく、進駐軍の調達に係る我が国国内の体制整備が図られた。1947(昭和 22)年 5 月、「特別調達庁法」(昭和 22 年法律第 70 号)が公布され、「公法人」特別調達庁が設置される。当初、「公法人」として設置された特別調達庁であったが、その後は様々な業務運営上の問題を抱えることとなり、同年 12 月、「特別調達庁の性質等に関する件」を閣議決定し、特別調達庁を「政府の一部」とする解釈を明らかにするとともに、所管する業務に関する契約の締結及び支払請求書の証明について責任を有する政府部局とした。

このようにして、特別調達庁は「公法人」であり、かつ、「政府の一部」といういわば二重人格の形で業務を継続したが、1949(昭和 24)年 6 月、「特別調達庁設置法」が公布・施行され、約 7,000 名を有する総理府の外局として、進駐軍の調達関係業務一般を一元的に所掌することとなった。

²⁴ 富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史 行政編 上巻』(ぎょうせい、1979 年)987 頁。

²⁵ 坂本祐信『近現代日本の軍事史 第 3 巻 再出発』(かや書房、2014 年)16-17 頁。

1952(昭和27)年4月の対日平和条約(講和条約)発効とともに日米安全保障条約(以下「安保条約」という)と同年2月、安保条約第3条の規定に基づいて調印された日米行政協定が同時に発効した。この条約の下、駐留米軍は、不動産及び労務以外の工事、役務等については、国内業者と直接契約して調達することになった。また同年4月1日、特別調達庁は、駐留米軍への施設・区域の提供等を所掌する総理府の外局たる調達庁として改組される²⁶。この後、1953(昭和28)年の石川県の「内灘闘争」や1955(昭和30)年の東京都立川の「砂川事件」等駐留米軍の施設・区域の新設や拡張に伴う反対運動が激しくなり、多くが政治問題化した²⁷。調達庁は、要求される用地の取得等に多くの時間と労力を要することとなる。これに加え、1957年(昭和32年)6月、「岸・アイゼンハワー共同声明」による米陸軍部隊の我が国からの撤退の発表は、調達庁の業務に大きな影響を与えた。駐留米軍の撤退は、調達庁の定員の大幅な減員を余儀なくされる一方、駐留米軍から返還された施設・区域を自衛隊が駐留米軍と共同使用する場合や、そのまま自衛隊が使用する場合が多くなり、調達庁と防衛庁との間で調整する機会が増大した。防衛庁と調達庁は、同年7月、駐留米軍から返還された施設・区域を自衛隊が使用する場合の事務引継ぎに関する協定を締結し、双方の業務の連携が強まったことから1958(昭和33)年8月、調達庁は総理府の外局から防衛庁の外局となった²⁸。その後、1962(昭和37)年11月調達庁と防衛庁建設本部が合併する形で防衛施設庁が発足した。

進駐軍から駐留米軍と警察予備隊、保安隊、防衛庁の時代を通じて、施設・区域上の問題として演習場、射撃場、飛行場等の土地の取得、営舎の建設等に問題があった²⁹。特に演習場は、警察予備隊発足当時、緊急に部隊を編成し主として駐留米軍の施設を利用して駐屯・使用していたが、部隊及び装備品が整備されるに伴い専用の演習場の必要性が生じ、それを取得する計画は1953年(昭和28年)から開始されていた。しかし、旧陸軍の演習場等の用地は、既に農地等として使用しているものが大半であったため、その取得については困難な問題が生じ、直ちに使用できる地域は少なかった。このため、問題の解決をみるまでは、駐留米軍所管の施設・区域を一時的に共同使用するか、または部隊所在の市町村の好意によって、荒地等を一時使用する等の暫定的な処置がとられた。その後防衛庁の発足に伴い部隊の増強と相まって、演習場の増加又は拡大が益々必要となり、その業務はいよいよ困難となった。

このころから駐留米軍用の演習場等の接収に対して、地域社会(住民)の強力な反対が

²⁶ 防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史』(防衛施設庁、2007年)16頁。

²⁷ 当時頻発した基地問題等については、大嶽秀夫編『戦後日本防衛問題資料集 第三巻 自衛隊の創設』(三一書房、1993年)734-795頁に詳しい。

²⁸ 防衛施設庁史編さん委員会編『防衛施設庁史』33-34頁。

²⁹ 自衛隊十年史編集委員会編『自衛隊十年史』(防衛庁、1961年)323頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

発生し、陸上自衛隊の用地取得にも少なからぬ影響を与え演習場の取得・使用は極めて難しい問題となった³⁰。

以上、占領期以降の演習場等について、取得・使用する側である駐留米軍や防衛施設庁・自衛隊の視点から、演習場等の施設・区域の整備状況についてみてきたが、これ以降は富士地区演習場の二つの演習場(東富士演習場及び北富士演習場)について、占領期以降の演習場と地域社会との関係について論じていく。

b 東富士演習場地区(静岡県)

1945(昭和 20)年 8 月、御殿場地方の演習関係町村長は旧陸軍第一師団東京管区経理部長から、「富士裾野演習場土地使用協定解除ノ件通牒」を受け取った。これにより東富士一帯の山林原野は、明治末期の北畑移転事件以前の状態に戻ったと地元の関係町村は考えた。このため、演習場入会関係の原里村、富士岡村、印野村、富岡村、玉穂村、高根村須走村組合村、御殿場町、北郷村、須山村の 10 か町村長は連名で帝室林野局長あてに「富士演習場廃止ニ伴フ跡地拝借請願」を提出した。これは、地元町村と旧陸軍との間に結ばれた土地使用協定が失効したことにより、地元町村は、協定で結ばれた土地等は返還されると理解していた。この請願の主眼は、不要となる元演習場内に存在する御料地又は旧陸軍用地は、すべて地元町村又は地元の旧所有者その他の縁故者に還元払下げ等を行い、国策に沿う食糧増産の目的を達すべく一段とこれら土地利用の高度化を企図したいという要望であった³¹。しかし、このような地元町村の要望は聞き入れられなかった。

同年 9 月 9 日、米兵 1,240 名が進駐軍として駒門廠舎(1936(昭和 11)年建設)に進駐してきた。そして翌 10 日に 750 名が進駐し、合わせて約 2,000 名が駒門に駐留することとなった³²。

1946(昭和 21)年 1 月、米軍第 25 師団日本軍物資接收課より名古屋終戦連絡地方事務局あてに、富士裾野演習場にある哨地・陣地等軍設備を許可なく使用することを禁ずる指令が発出された。これは進駐軍が演習場を使用する意思表示とみられ、進駐軍への引き渡しの準備が進められた。3 月には、第二射場を進駐軍が砲兵射場として使用する連絡が、静岡渉外事務局に入った。これより先 2 月には、静岡 311 号の調達要求(いわゆる

³⁰ 同上、324-325 頁。

³¹ 御殿場市史編さん委員会編『御殿場市史 9 通史編 下』(図書印刷株式会社、1983 年) 605 頁。

³² 同上、567 頁。

「ローカルPD」)をもって、演習場全域を使用するため区域内居住人は、一切立ち退くことを命ぜられていた。

関係する地域住民は、渉外事務局を通じた陳情の末、ようやく現居住地区を外した線に区域が緩和されたが、演習場は進駐軍に接収された。そして5月、米軍第25師団管下各兵団が入廠し、実弾射撃と演習を実施した。こうして富士裾野演習場は、引き続き、地元住民の利用ができない状況となった。ただ実際には、地元住民は演習場に立ち入り、開墾や耕作・下草刈りをかなり自由に行っていた。

こうした事態が続く中、進駐軍は演習場を基地として強化し、駐留部隊を増加させていった。そして1948(昭和23)年12月には演習場の使用に重大な変化が生まれた。それは、演習場を調達施設としてではなく、軍事占領する通知が発せられた。つまり、調達施設であれば、演習によって地元が受ける被害や不利益に対して補償を受けることができるとされるが、軍事占領になれば、一切の賃借料・損害賠償の支払いを受けられないことになる。

進駐軍の進駐以来、演習場をめぐる様々な風評の中で住民は住居の立ち退きを心配しながらも、農耕・採草をある程度認められて生活していた。軍事占領となれば、それもできなくなるのではないかと人々は恐れた³³。進駐軍は、1949(昭和24)年1月及び同年10月に、従来の演習区域の拡大と、重ねて農耕一切の厳禁を命令し、農民を演習場から締め出した。地元住民は、横浜特別調達局を通じて演習場内の被害補償を繰り返し要求した結果、1950(昭和25)年4月、政府の責任においてこの件を処理する回答を得て、5月には演習場被害補償は国会においても認められ、内閣がこれに当たることとなった。ところが、この年朝鮮戦争が勃発した。進駐軍はいよいよ増強され、東富士演習場地域一帯は基地として一層重要な役目を負うことになった。進駐軍は、同年9月調達要求により、演習場の従来使用してきた区域すべてを、1947(昭和22)年5月に遡って接収されたこととし、「日本政府は本施設の使用のための総ての土地を入手し必要なる法的権利及び地役権を得ること」とされた³⁴。

49年12月の耕作禁止指令によって、地元の町村は、その指示を厳守する姿勢を示した。しかしながら、演習場への立入りがほとんどできなくなったことによって、農作業のみならず日常生活にも大きな支障が生じてきた。そこで地元関係町村は、1951(昭和26)年3月、玉穂村村長他関係町村長の連名をもって、「東富士演習場立入許可に関する陳情書」を関東民事部あてに提出した。この陳情書には、旧陸軍使用時代から立入り状況から説きはじめ、進駐軍に対しても地元が協力していることに言及し、次いで地元

³³ 同上、607-609頁。

³⁴ 同上、610-611頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

とって演習場の入会慣行が絶対不可欠の存在であることを 10 項目にわたって強調している。これに対して 1952(昭和 27)年 4 月の進駐軍の回答は、従来の立場を大きく変えるものではなかった。すなわち、演習場内への立入りは、現地司令官の許可したときとすることや、耕作のための立入りは認めないことであった。進駐軍による演習場の使用に伴う問題は、演習場立入りの問題に限らず、水をめぐり問題や、水利権、演習による水源林の破壊、廠舎の生活用水・排水をめぐり問題等、様々な問題が起こり始めていた。

同年、国内の施政権が日本の手に戻った後も、少なくとも演習場について問題は山積しており、占領下で発生した諸問題はほとんど解決されない状態のまま宿題として持ち越された。演習場の問題は、個人にせよ村や町にせよ、単独では到底解決できない複雑な問題となっていた。損害補償問題をはじめ、あらゆる問題は町村間の壁を破りいくつかの町村が団結することが求められたため、演習場関係 11 か村が、東富士演習場対策協議会を結成し一致して交渉に当たることになり、その執行機関として東富士演習場対策委員会を組織した³⁵。

このような交渉が継続される一方で、一部の関係町村では、創設された警察予備隊を誘致しようとする運動も起こっていた。1950(昭和 25)年警察予備隊令の下、警察予備隊が創設されるが、1952(昭和 27)年 6 月の警察予備隊が作成した「警察予備隊の希望する演習場、訓練場候補地について」を見ると、すでに静岡県に対して、東富士演習場を候補地に挙げていたことを窺わせる。警察予備隊としては、演習場の基準面積(約 40 ヘクタール)を、駐留米軍と共用することを当初から予定していた。これに対して静岡県の回答は、条件さえ満足させられるなら警察予備隊を招致してもよいという方針をもっていたことを窺わせるものであった。

52 年の対日平和条約発効後では、東富士演習場は安保条約及び日米行政協定に基づき駐留米陸軍が管理する演習場として使用されていたが、1957(昭和 32)年 3 月、地元地権者が集結して、駐留米軍から東富士演習場の全面返還によって諸権利を回復し、いわゆる国有地開放と農業再建整備事業によって民生安定を図るべく活動する「東富士演習場地域農民再建連盟(以下「再建連盟」という)」が結成された。このような東富士演習場の全面返還の気運は、同年 6 月の岸首相とアイゼンハワー大統領による「米地上軍の日本本土からの全面撤退の宣言」の共同声明により、1958(昭和 33)年、東富士演習場の駐留米陸軍が撤退すると期待が一段と高まった³⁶ことが起因していた。

しかし、駐留米軍撤退後の東富士演習場を日米行政協定第 3 条により陸上自衛隊が使用したところ、地元住民は「米軍が管理・管轄を維持する状態で自衛隊が東富士演習場

³⁵ 同上、646-648 頁。

³⁶ 『防衛施設庁史』71 頁。

を共同使用することは、結果として米軍基地の返還を不可能にし、地元の悲願である米軍東富士演習場全面返還に逆行する」として、1958(昭和33)年、同演習場の土地所有者21名が原告となり、「日米行政協定第3条の機能等は無限ではなく、米軍駐留の目的の範囲内に限られ、自衛隊が演習場を使用するならば条約によらず、国内法に基づくべきである」と主張し、同演習場の陸上自衛隊による使用禁止を求めて東京地方裁判所に提訴した。この訴訟は、原告有利で進展したことから、政府は、1959(昭和34)年1月、「静岡県東富士演習場返還に伴う措置について」を閣議決定し、同年6月国は原告と和解した³⁷。

上記和解に基づき、再建連盟委員長と防衛事務次官との間で有効期間を10年とする第1次使用協定が調印された。同協定は、「使用協定」を原協定とし、「入会協定」及び「水利権協定」を付属し締結した。本協定の発効は、東富士演習場の管理が米軍から陸上自衛隊に移管された後とされた。

しかしながら、同年7月、政府は上記の閣議了解及び使用協定の実施を図るため、施設特別委員会を通じて、米側に対し正式に東富士演習場の全面返還を要請したところ、同演習場は、返還後においても在沖縄米海兵隊が使用する意向を有していることが明らかとなった。その後、米側はこれを踏まえた「本演習場を使用する場合の条件大綱(以下「米軍条件大綱」という)」を1960(昭和35)年8月、日本側に提示した。示された米軍条件大綱では、政府の閣議で了解事項として示された演習場内国有地開放の面積が、縮小されていることが明らかとなった。政府は、1961(昭和36)年9月閣議了解を再度行う必要に迫られた。この政府の姿勢に対し、再建連盟は、59年1月の閣議了解に基づく使用協定と61年9月の閣議了解事項の相違を不満として、強く抗議した。防衛施設庁は、「米軍条件大綱」と再建連盟の要求との調整を図るべく、繰り返し現地協議会を開催し、静岡県を仲介者として再建連盟と交渉を重ねたが、容易に事態の打開をみるには至らなかった³⁸。

防衛施設庁は、米軍条件大綱との相違点について、米側及び静岡県と協議を重ね、米側から開放面積の変更等好意的な反応を得られたことから、予ねてからの懸案であった東富士演習場の使用転換について、1966(昭和41)年3月、松野頼三防衛庁長官と斎藤寿夫静岡県知事との間で「東富士演習場の使用転換について」が調印されることとなった。

これらを経て、東富士演習場は、1968(昭和43)年8月より、防衛庁が管理する演習場となり、駐留米軍に対しては日米地位協定第2条4項(b)の適用のある施設・区域として

³⁷ 同上、72頁。「東富士4原則」といわれるものであり、その後、施設・区域である演習場を自衛隊が使用にあたっての基本的な方針となった。

³⁸ 同上、72-73頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

使用させることになった。現在は 2020 年～2025 年までを対象とする第 11 次使用協定を締結して東富士演習場を使用している。

c 北富士演習場地区（山梨県）

北富士演習場は、1945(昭和 20)年 8 月に進駐した進駐軍によって同年 10 月、1,983 ヘクタールを接収されることになった。接収当初、進駐軍の演習はほとんど実施されなかったため、地元住民は進駐軍の許可の下に、旧陸軍の演習場の時と同様に、耕作、採草等のため入会地に立入り入会慣行を行ってきた。1947(昭和 22)年頃、進駐軍米第 1 騎兵師団を主力とする実弾射撃等の演習が始められ、地元住民の立入りは、土曜日の午後と日曜日を除き、原則として禁止された。さらに、1948(昭和 23)年 9 月、山梨軍政部の覚書第 103 号によって、耕作及び立入り等が全面的に禁止となった。それでも一部の地域では耕作が継続されていたが、進駐軍の演習が激しくなるにつれ、住民に与える阻害要因が直接的又は間接的に大きくなっていった。

時を同じくして 47 年、山梨県忍草村^{しばくさ}忍草区において、忍草地区の農民による「忍野入会組合」が結成され、入会権擁護の運動が開始された³⁹。この忍草入会組合は、「北富士演習場は忍草無頼の入会地であるから、終戦後行われた米軍接収と、安保条約に基づく米軍への提供に際し、忍草部落は入会地の使用が制限を受けることについて承認を求められたことはないので、政府は、直ちに法的な手続きにより、忍草部落の同意をとるべきである」と要求していた⁴⁰。

このような情勢の中にあっても進駐軍は 1950(昭和 25)年 1 月、「富士北麓一帯約 17,850 ヘクタールを演習場として、2 月までに米軍に引き渡すことを求める」とする調達要求を発出した。これに対し山梨県と関係 8 か町村は、地元住民の生業確保、権益の尊重等を求める要請を行ったが、調達命令書等に関する進駐軍関係者等の了解事項を記載した公文書の回答が特別調達庁関東民事部から送付され、採草等は、現地部隊の許可があれば容認されることは確認されたが、地元関係団体代表 30 名に説明と協議が行われただけで、拡大された演習場は 7 月に接収された⁴¹。

進駐軍は、1951(昭和 26)年 4 月、北富士演習場(キャンプマックネヤ)に兵員施設等の新設し、約 4,000 人の部隊を収容できる施設をさらに整備した。この施設は、主として

³⁹ 富士吉田市史編さん委員会編『富士吉田市史 行政編 上巻』（ぎょうせい、1979 年）988 頁。

⁴⁰ 同上、994 頁。

⁴¹ 同上、989 頁。

砲兵部隊が交替で駐屯し常時砲撃演習を行うための施設となり、演習の頻度は激しさを増した。結果として、演習場内の森林は大きな被害を受けるとともに、伐採等を行う地元住民の入会は著しく制限を受けた。1952(昭和27)年4月、講和条約の発効により失効すると思われていた調達命令は、岡崎・ラスク交換文書により継続的措置が取られ暫定的に演習場の継続使用が認められた⁴²。政府は1953(昭和28)年9月、安保条約第3条による行政協定に基づき、北富士演習場の使用並びに使用条件を承認し、10月の閣議決定を経て、北富士演習場は正式に駐留米軍に提供される施設・区域となった。この処置を受け調達庁は、地元住民等に対し、同年林野雑産物の採取阻害に起因する損失補償を実施した。

1955(昭和30)年3月、キャンプフジ司令官は日米現地会議の席上で、「B地区(筆者注：新たに拡張する予定の演習場)に新たに着弾地区を設置するとともに、B地区内の演習訓練を強化する」という構想を発表した。このB地区は、50年頃には演習場の拡張が示されていたが、これまでのところ演習はほぼ行われておらず、地元住民は比較的自由に入会慣行を行っていた。また、県、市、観光業者等も、この地域は富士山観光の入り口となる観光地として開発を重視していたため、県は政府に対して着弾地区の設置反対の要請を行うとともに、地元関係者全員が使用強化に対し強力な反対運動を展開するため、知事を会長とする「北富士演習場B地区返還期成同盟」を結成し、B地区返還運動を展開した。このような情勢の中、駐留米軍は5月に計画通りの射撃訓練を強行したため、地元住民は総決起大会を開催、射撃阻止のため精進湖近傍にある砲座への座り込みと反対デモを展開した。「入会地無断使用反対・米軍演習実力阻止」を掲げるこのような運動は、国会においても激しく議論される事態となり、全国的な基地反対運動への発展に拍車をかける結果となった⁴³。

これ以降忍草入会組合は、当時全国で展開されていた基地反対闘争との連携を強め、北富士演習場地区一帯の他の入会組合とは一線を画す、演習場内弾着地への座り込み等強硬な運動を展開した⁴⁴。併せて、忍草入会組合は他の入会組合とも抗議運動の主張について対立し、北富士演習場における入会権問題は、複雑かつ多様な様相を呈することになる。特に1960(昭和35)年7月、忍草区長等地元の代表20名が、調達庁及び外務省に在沖繩米海兵隊が北富士演習場において訓練を実施することに対して、その訓練中止の申し入れを行ったことに対し、8月調達庁が忍草区長に対して、本訓練が土地建物

⁴² 同上、990頁。

⁴³ 同上、992頁。

⁴⁴ 忍草母の会事務局編『北富士入会の闘い 忍草母の会の42年』(御茶の水書房、2003年)263頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

等貸借契約に違反しないと回答したところ、忍草区民はこの回答を不満として北富士演習場の駐留米軍からの返還を要求し、常時同演習場内に立ち入ることを通告して再度同演習場内において座り込みを開始した。このような事態に対しその対処を重視した江崎真澄防衛庁長官は、速やかに防衛庁において天野重知忍草区顧問と会談し、忍草区長から提出された要望書に対し、「北富士演習場の早期返還に努力するとともに、入会慣習を十分尊重する」と回答して事態の早期は収拾を目指したため、12日間にわたった座り込みは一応終結した。この忍草区民の演習場内座り込みによる演習阻止事件は、世間の耳目を集め、北富士演習場に係る問題は、我が国の重要な基地問題の一つとして広く認識されるようになった。その後、北富士演習場をめぐるのは、林野雑産物補償等に対する不満等から、地元入会組合は、再三にわたり演習場内へ立ち入ることを繰り返す等、情勢は混乱の一途を歩むこととなった。

政府は、同演習場を常に安定的に使用し得るようにするため、1961(昭和36年)8月、「基地問題等閣僚懇談会」を開催して閣僚の了解を得て、同演習場を自衛隊が管理する施設とし、駐留米軍に対しては日米地位協定第2条第4項(b)の適用のある施設・区域として使用させる(使用転換)方針を決定した⁴⁵。

この政府方針を受け、富士吉田市及び富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合(恩賜林組合)等関係者は、その後の対策を協議するため、関係市町村等で構成された「北富士演習場対策協議会」を同年9月結成した。しかしながら、この協議会には、忍草及び新屋両入会組合は、私権の行使の妨害であるとして不参加とし、忍草入会組合は、「基地問題等閣僚懇談会」が了解した方針を不満として、組合員を同演習場の着弾地に座り込ませる等激しい闘争を継続した。

この事態を打開するため、藤枝泉介防衛庁長官は同月12日、忍草区長に対し「入会慣習を尊重する」などを内容とする覚書を手交し、事態の早期収拾を図った⁴⁶。この藤枝長官の行動に対し山梨県、富士吉田市及び恩賜林組合等の各代表は、この覚書の手交は、同県等を本問題に関する地元交渉の窓口とした閣僚懇談会の了解事項を、政府自らが踏みにじるものとして抗議し、藤枝防衛庁長官は改めて、天野久山梨県知事に対し「入会慣習の尊重」他5項目を内容とする文書を手交し、同県他の了承を得て、事態の収拾を図る事態となった⁴⁷。

このように、北富士演習場の使用転換に関する地元住民との認識が異なる中で、陸上自衛隊は、「自衛隊が北富士演習場を使用することは、駐留米軍の管理権の範囲内であ

⁴⁵ 『防衛施設庁史』218頁。

⁴⁶ 同上、219頁。

⁴⁷ 同上、219頁。

るとの承認が得られた」として1964(昭和39)年10月から1966(昭和41)年2月まで北富士演習場を使用した。これに対しても北富士演習場の権利者等地元関係者は一斉に反発し、一切の演習の中止を申し入れるなど、同演習場をめぐる状況は解決の糸口すらつかめない状況となっていた。

北富士演習場林野関係権利者協議会(以下「権利者協議会」という)は、この陸上自衛隊の北富士演習場の使用に関する紛争を解決するためには、地元住民の入会慣習阻害の補償の取扱いが、『公共用地の取得に伴う損失補償基準要項』第2条第5項、いわゆる「権利とは、社会通念上権利と認められる程度まで成熟した慣習上の利益を含むものとする」という趣旨の規定を適用することを了承するまで、国との覚書の締結に応じないと決議し、国の回答を求めた。

これに対し、防衛施設庁は「東、北富士演習場の使用転換と公共用地(建設省見解)の取得に伴う損失補償基準要綱について」(昭和40年10月16日)を示し、「入会慣習制限による補償は、権利として扱われるものではない」旨を回答した。

同権利者協議会は、1966(昭和41)年4月、「防衛施設庁の回答は、これまでの江崎防衛庁長官の公約と藤枝防衛庁長官の覚書の主旨を踏みにじるものである。演習を阻止する」との通告書を防衛施設庁長官に送付し、使用転換反対を求めて同演習場内への強行立入、同演習場内において座り込みや闘争小屋の設置を行う等事態は急速にさらに悪化した⁴⁸。その上、防衛施設庁が学者による調査に基づき作成した「補償適正化のための算定方式」が、従来の補償内容を大幅に変更するものであったことから、地元住民がこれに対しても反対を表明する事態となった。

このような混乱が続く中、富士吉田市と山中湖村は、1969(昭和44)年1月、それぞれ「補償対象者は旧来の慣習を有するものであること。個人補償であること。算定方式を再検討すべきであること」などを防衛施設庁に照会し、これに対して同庁長官はこれらを確認する旨の回答をしたことから、同演習場内での両市村の関係者による座り込みは中止され、同演習場をめぐる地元情勢も徐々に平静に向かうこととなった。

政府は、北富士演習場内の国有地における入会権の存否を確認する国会からの求めに応じて、1972(昭和47)年8月、政府統一見解を発表し、「演習場内の国有地には大正4年3月16日の大審院判決等(官民有区分で国有となった土地には入会権は存在しない)により、入会権は存在しない」と表明した。

その後、1973(昭和48)年3月の最高裁判決による判例の変更(国有地にも入会権が存在し得る旨判示した、いわゆる「屏風山判決」)の主旨を踏まえつつも、同年4月、「北

⁴⁸ 同上、219頁。

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

富士演習場内の国有地は一切の権利が付着しない完全な所有権を国が買収したものであるから、入会権は存在しない」との政府統一見解を改めて発表したため、紛糾がさらに長期化することになった。

引き続き、何度も交渉が継続される中で、1978(昭和 53)年 4 月、金丸信防衛庁長官と恩賜林組合長は「北富士演習場内国有地に地元関係入会住民が旧来から有する入会慣習を確認し、将来にわたって尊重するとともに、向こう 1 年以内に入会協定を締結する」と確認した。併せて、1979(昭和 54)年 4 月、防衛施設庁長官と恩賜林組合長との間で、「地元から提案のあった入会協定案について検討の上、可及的速やかに入会協定を締結するとともに、早期締結のため協議機関を設置する」と確認し、これに基づき、1980(昭和 55)年 6 月、この協議機関として「入会協定起草委員会」が設置され、同委員会における審議の促進を図るため、1984(昭和 59)年 1 月、同委員会に専門部会が設置された。

このような体制により入会協定案に係る審議が重ねられた結果、1988(昭和 63)年 3 月の第 12 回入会協定起草委員会においてようやく合意に達し、同月 31 日、防衛施設庁長官(甲)、恩賜林組合長(乙)の間で「北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定」が締結された。この協定の第 3 条では北富士演習場における「入会慣習」に関して、「甲は入会地(演習場内国有地)に地元関係入会住民が旧来から有する入会慣習を確認し、これを将来にわたって尊重する」旨が明記されている⁴⁹。

おわりに

これまで見てきたように、富士地区にある二つの演習場(東富士演習場及び北富士演習場)の始まりは、始期が若干は異なるものの、いずれも旧陸軍の富士裾野演習場の一部として使用を開始された地域である。旧陸軍時代の二つの演習場にはそれぞれの成り立ちがあった。すなわち東富士演習場地区は、旧陸軍の砲撃射撃の増加により演習の障害となる村の住居の移転問題「北畑移転事件」が発生することにより、村の移転を強要されることになった。この時、村の有力者等が一丸となって政府や旧陸軍と交渉を重ね、ついに地域住民に極めて有利な条件で、村の一部に限定された移転と多額の賠償を勝ち取ることに成功する。このことは、地域社会が一体となって交渉することの重要性を示している。一方で、北富士演習場地区では、旧陸軍の使用頻度はあまり高くなく、地元住民は旧陸軍の許可を取りつつ比較的自由に演習場に立入り採草等の入会慣行

⁴⁹ 同上、220 頁。

を行っており、それぞれが入会地から得られる林野産物に大きく依存する状況が続いた。結果として、地域社会として一体となって交渉にあたることがなかった。

このような旧陸軍時代に発生した事象が、地元住民の連帯を強める地区と個々の事情を尊重する地区との差を生じさせたものと考えられる。また別の理由として、地域社会の経済との関係がある。すなわち、東富士演習場関係町村は、演習場として旧陸軍を受け入れた地区では、廠舎等の建設が多く、演習部隊や演習日数の増加により地元町村には、廃弾作業や演習部隊の糧食の準備及びし尿処理等の旧陸軍から受注する仕事が増加したことにより、入会慣行による仕事や収入の減少を補う仕事を得られ、地域経済を潤すことになった。北富士演習場地区は、廠舎等の建設が少なく、演習場又は弾着地としての利用が主体となり、地元経済を潤すまでの仕事を手に入れることができず、経済的な利益が得られなかった。その一方で、砲撃訓練等の増加による山林原野の損害は大きく、それに依存していた農民等は大きな影響を受けることになった。林野等の損失補償について旧陸軍は関係町村に対して、毎年支払いを行ってきたが、北富士演習場関係町村の地元住民の林野産物への依存度が大きかったため、その影響の相違が大きくなった。このように演習場と地域住民との関係は、隣接している演習場とはいえ一様な関係とはならなかった。

戦後、進駐軍が進駐する中、いずれの演習場関係町村は、演習場への立入を制限されるが、どちらの演習場関係町村と住民はその制限を受け入れ、必要に応じ軍司令官から許可を得て演習場に立ち入り、入会慣行を行っていた。この間、朝鮮戦争の勃発及び拡大により富士地区演習場の重要性が増大し、北富士演習場においては演習場の大幅な拡大が要求された。この拡大の時期が日本の主権の回復の時期と重なったことにより、問題が複雑となり、さらに地元住民の間に、それぞれの主張が多様化したことにより、その主張の整理に多くの時間を要する結果となった。

この時、戦前の実績から地域の一体化に成功した東富士演習場関係町村は、関係者が一丸となって交渉にあたり主張を政府や関係省庁に承認させることに成功した。一方で、関係町村及び団体の主張を整理できず、それぞれが個別に交渉にあたることになった北富士演習場関係町村は、その交渉が長引くことになった。この中で、北富士演習場関係町村の一部の団体において、入会という権利を保護するための争議が、戦後の大きな社会運動となった一連の平和運動と連携したことは、問題を複雑かつ多様化させる結果となったといえるだろう。他方、交渉される側の旧陸軍、特別調達庁、調達庁及び防衛施設庁においては、旧陸軍時代のように交渉に主体性を持つことができず、また進駐軍の指令が性急であったことなどから、占領期においては、軍側からの一方的な指令により住民との交渉が成立せず多くの不満を蓄積させた。独立が回復した以降の交渉において

田村 陸上自衛隊演習場と地域社会との関係に関する研究

は、駐留米軍との関係や、政府の入会権に関する見解が変更されることとなり、地域社会と住民から信頼を得つつ演習場の運用に理解を得ることに多くの時間を要する結果となった。また交渉の中で、慣習を法源とする入会慣行について地域社会(住民)との間で、相互の理解の相違を解消できなかったことから交渉が長期化する結果となった。